令和3年6月22日 第12304号

11419 + 071 2 2 1														/// I	0047
	の	0	0	0	0	0	0		0	づ	0			lis.	<b>st</b>
	完了	開発	道 路	土地	家畜	一般	落 札		急傾	っ く 指	廃棄			į į	đ
	,	許可	の位	改良	伝染	競争	者等		斜地	定区	物の			r	Į
		· を 受	置の	区役	病の	, 入 札	の決	_	崩壊	- 域 の	処				4
		けた	指 定	員 の	発 生	の 実	定	公	危 険	指定	理 及 び	告	目	リ	具
		開 発		退 任		施			区 域		清掃			_	
		行為		及 び				告】	の 指		に関	示】	次	り な 幸	3
		に関		就任					定		する			表	社
		する一		届							する法律に			<b>T</b>	<b>IX</b>
		る工事									に基			多	<b>卷</b> 亍
		"	建	耕	畜	環	デ		防		循				
			築指	地課	産課	境企	ジタ		災砂		環型社		担 当	[ <del>]</del>	Ц
			導課			画課	ル推		防 課		社会推		課()	,	<b>.</b>
							進課				推進課		( 室 )	K	7
											床				
															目
															次
															担
															当 課
															( 室

# ◎岡山県告示第三百七十五号

七 第一項の規定により、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同項 の指定区域として次のとおり指定する。 (昭 和四十五年法律第百三十七号) 第十五条の

なお、 指定区域の台帳は、 山県環境文化部循環型社会推進課におい て  $\mathcal{O}$ 

令和三年六月二十二日

(昭和四十六年政令第三百号)

岡山県知事

二第一号に規定する埋立地の区域

処理及び清掃に関する法律施行令

産業廃棄物の最終処分場に係る埋立

賀郡吉備中央町納地字以屋谷二七四番二、二七七番、

二七八番一、

同字イヤ谷二七五番、 二七六番、二七九番一、 二八四番一、

八五番一、 一、二八九番一、 二九〇番一、二九一 番一、二九二番

番一、二九六番一

指定区域 の位置の 指定区域 の台帳の縦覧をもってこれに代える。

ては、 令 和三年四月二十八日 における行政区域その

0

# ◎岡山県告示第三百七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三

条第一項の規定により、 次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、 山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年六月二十二日

局塩生高島地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱 号から二十号までを順次結んだ線及び標柱

木

隆

太

号と二十号を結んだ線に囲まれた区域

11	11	11	11	11	11	11	IJ	11	11	IJ	岡山	
"	11	"	"	"	11	11	11	"	11	"	県 倉 敷	
11	IJ	11	11	11	11	11	11	11	11	11	市児島	
"	11	11	11	"	11	11	11	11	11	11	塩生高品	
四〇五七番二	四〇五八番	四〇四三番二	四〇四三番三	四〇四三番五	四〇四二番	四〇六〇番	四〇六一番	四〇六二番	四〇五九番	四〇六三番	山県倉敷市児島塩生高島四〇八六番	
十八号	十七号及び二十号	十六号	十五号	十四号	十二号及び十三号	十一号	九号及び十号	八号	七号	六号	一号から五号まで	

四〇五七番三

五

年政令第三百七十二号)に基づき、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し (平成七

令和三年六月二十二日

岡山県知

原 木

太

おかやま全県統合型G S更新業務

令和三年十月一日 から令 八年九月三十日まで

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

三

山市北区内山下二丁目四番六号

兀 落札者を決定した日

令和三年六月八日

落札者の氏名及び住所

株式会社パスコ 山支店

山市北区本町二番五号

六

月当たり八八〇、 000円 (うち消費税額及び地方消費税の

契約の相手方を決定した手続

般競争入札

七

入札公告日

八

令和三年四月二十日

札を実施する。 三四 政府 調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 11 次 いのとお ŋ 般競争入

令和三年六月二十二日

 岡山県知事
 伊 原 木
 降

太

### . 調達內名

(1) 調達件名及び数量

環境放射線等監視システム更新業務 1

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び環境放射線等監視シス による **ム更新業務仕様書** 一足)

(3) 契約期間

契約締結

令和4年3

月31日

履行場所

(4)

(5) 入札方法

入札説明書等に

金額を切り捨てるものとする。) に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある た契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する 及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず, なお, 落札決定に当たっては, 入札金額は,本業務に必要な初期費用等一切の諸費用を含めた額を記載する をもって落札価格とするので, 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10 入札者は, ときは、

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入札書提出の日までに、 争入札の参加資格、 に必要な資格(令和3年岡山県告示第33号 達契約であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 (平成7年政令第372号)の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する を有する者であるこ 資格審査の申請手続等。 令和3年度に県が発注する情報通信サービ (情報通信サービスの調達契約に係る 八八十 「資格告示」 という。) スの提供の調
- 2 の公告の日から落札者が決定する 911 たの聞において、 岡山県役務の提供の契

参加の停止の措置を受けている者 係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号) の規定に

- の提供の契約に係る この公告の日から落札者が決定する日 入札参加除外等要領に基づ  $\mathcal{H}$ での間において、 く入札参加除外の措置を受けている 岡山県から 岡山県役務
- (4) 地方自治法施行 (昭和22年政令第16号) 第167条の4
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基  $\wedge$ 指名除外を受け
- (平成11年法律第225号) (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者 (平成14年法律第154号) 再生手続開始の申立 更生手続開始の申立
- ポストのみを対象とした測定局側テ る測定局側のテレメ 国又は地方公共団体の環境放射線等監視用テレ タ更新に関する業務を含むものに限り、 -バ等の基幹機器の設置及び複数の測定装置を有 可搬型モニ
- 3 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う の一般競争入札への参加を希望す Ü  $\sim$ (1)の資格を得ていないものは,

申請書の入手先,提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班

電話 086-226-7264 (直)用)

### 入札手続等

入札説明書等の交付の場所及び問い合わせ先

700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県環境文化部環境企画課審査·調整班(岡山県庁8階)

電話 086-226-7299 (直通

岡山県公報 第12304号

(2)

入札説明書等の交付期間及び交付方法

ールア

ズンド

kanki@pref.okayama.lg.jp

令和3年6 以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後5時まで 月 22 日 (平成元年岡山県条例第2号) (火) から同年7月15  $\widehat{+}$ 第1条第1項に規定する県の休日 (県の休日 (岡山県の休

岡山県環境文化部環境企画課のホー

(https://www.pref.okayama.jp/soshiki/238/) からダウンロー  $\sim$ 

(3)入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

実績を示す書面を提出しなければならない。 入札参加を希望する者は, 般競争入札 (条件付) 参加申出書及び2(7)の受託

午前9時から午後5時まで 令和3年6 月22日 ()月15日  $\widehat{\not +}$ S (県の休日を除く。)

(1)の場所に同じ。

か

令和3年6月22日

持参又は郵送等 提出日の予約を行う (書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。 る場合は, 事前に(1)の場所に電話又は電子メ ールで連絡の

 $\Omega$ 

(1) 開札の日時及び場所

ω Ш <u></u>

岡山市北区内山下二 Ш

岡山県出納局用度課地下1階入札室

## (2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

### ノ・持参

の日時及び場所に入札書及び入札対象物品に係る説明書等 契約を締結する権限を有し 入札前に提出すること。 ただし、 ている者 代理人が持参する場合は, 本人からの委任状 [八本] 才况) 一人(以下 又は代理人が(1)

### ム 典法判

の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限る。) の書留郵便 本人が作成した入札書等を封印をし 日(月)の午後4時までに到着するよう郵送等により提出する (封筒を二重と 外側の封筒に 4(1)の場所を宛先と 「入札書在中」 と朱書き

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

入札保証金及び契約保証金

~

### (1) 人札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8 区 「財務規則」  $\wedge$ ن °

### (2) 契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

### 8 사の街

# (1) 入札者に要求される事項

書類に関し説明を求められた場合には, 般競争入札 (条件付) 参加申出書を提出した者は, それに応じなければならない。 契約担当

### (2) 入札の無効

を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る の公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる

## (3) 契約書作成の要記

脚

(4) 落札者の決定方法

価格をも 財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低 って有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その街

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

1) Nature and quantity of the services to be procured

Environmental radiation monitoring system update : 1

(2) Service perio

from the date of agreement through 31 March, 20

(3) Deadline for Bidding

10:00 A.M. 3 August, 202

(4) Point of Contact

Environmental Planning Division, Environmental Culture Department,

Okayama Prefectural Government

Uchisange, Kita-ku, Okayama-Okayama— -ken, 700-8570,

Japan

TEL:086-226-729

[二四五] 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。 第十三条第一項の規定

令和三年六月二十二日

-

の 種 類 病 畜

家畜の種類

月 生

日年

患畜の・

区疑分似

頭 発 生

発

生

所

年 発

月 日 生

病 ヨ

ネ

乳用牛

頭

日 六 月 十 五 年

一 九 十 平 日 月 七 成 十 年 二

岡山県知事 伊原木 隆 太

[二四六] 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定によ

り、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

令和三年六月二十二日

土地改良区の名称

岡山県知事
伊
原
木
隆
大

二退任政	退任及び就任役員	役員					
退任役員	位員	就任	就任役員	È	La	斤	理事監
氏	名	氏	名	自	Į-	月	事の別
三木	康治	三木	康治	苫田郡	鏡野町	郡鏡野町岩屋七八三-一	理事
利岡	弘			"	"	真経五〇三	"
利岡	憲一	利岡	憲一	"	IJ	" 五二八	"
坂田	英輝			"	"	香々美三五七	"
		坂田	耕三	"	"	寺和田五四〇	"
渡辺	啓	渡辺	啓	"	IJ	香々美五二三	IJ
田口	荘 平			"	IJ	公保田一二〇	IJ
		水杉	和史	IJ	IJ	香々美一二二一一一	IJ
		坂 手	哲朗	"	11	沖二四七	"
大林	郁夫			"	<i>II</i>	沢田四七八	"
		時 澤	孝之	"	11	和田二六三-五	11
寺岡	修止			"	11	円宗寺二七〇	11
		中江	亨	"	11	亚三八	11
北山	政士	北 山	政士	"	11	" 一三五 — 三	11
池田田	知弘	池田	知弘	"	11	竹田一六七	11
福田知	智士	福田	智士	"	11	古川一五四-一	11
根本	清暉			"	"	寺元三二〇-一	"
		椋 代	繋人	"	11	"八九	11
石田	誠	石田	誠	"	11	布原六二八	11
坂手	聖			"	11	吉原九一	11
川口	肇司	口口	肇司	"	"	" 六一三	"

長石 内田 木尾 佳之 新 守 一 男 大塚 佳之 久 士 英明 智之 山市二宮二二二一一 山市上田邑二九三三 郡鏡野町香々美四四七 II II 宗枝二〇六一三 円宗寺一二七四-沢田五七四 公保田一七五 沢田二九八

" " 監 " " " " "

事

[二四七] 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一 項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県美作県民局建設部管理課におい 般の縦覧に供

令和三年六月十日	指定年月日
苫田郡鏡野町吉原字翠	道 路 の
町吉原字羅天六九〇番一	位 置
五・九八~	(メートル)(メートル)
二五・九七	道路の延長

三四八 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月二十二日

原 木

太

総社市宿字前田一〇三七-開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市地頭片山一一九-許可を受けた者の住所及び氏名 一プラシード

許可年月日及び許可番号

 $\equiv$ 

令和三年四月二日